

洪水に備えて

災害時要配慮者利用施設用
洪水時の避難確保計画作成のてびき

川崎市危機管理本部

令和6年3月

はじめに

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきています。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を把握した上で避難計画を作成し、これに基づき平素から避難訓練を実施しておくことが何より重要です。

平成27年の水防法改正により、多摩川及び鶴見川について、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域が国から発表され、川崎市としましては、これを機会に「災害時要配慮者利用施設用 洪水時の避難確保計画作成のてびき」（以下、「作成のてびき」という。）及び「災害時要配慮者利用施設（医療施設等を除く）用の洪水時の避難確保計画作成要領」を改正し、洪水浸水区域内の災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「施設管理者等」という。）及び施設職員の皆様には、これらを活用して、避難確保計画の見直しや作成に取り組んでいただくようお願いしてきたところです。

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成28年8月の台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生し、国では平成29年6月に水防法等を一部改正し、洪水時等の浸水想定区域内の施設管理者等に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施並びに作成した計画を市長へ報告することを義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとしました。

つきましては、洪水時等の浸水想定区域内の施設管理者等の皆様は、改定しました本「作成のてびき」及び「災害時要配慮者利用施設（医療施設等を除く）用の洪水時の避難確保計画ひな形」（以下、「ひな形」という。）を活用して、速やかに避難確保計画の見直しや作成に取り組んでいただきますとともに、計画の提出をお願いいたします。



～目次～

1	洪水について	3
2	災害時要配慮者利用施設の範囲について	5
3	気象情報、洪水予報について	6
4	市が発令する避難に関する情報について	8
5	気象情報や避難に関する情報の収集について	10
6	施設の洪水の危険性の確認について	13
7	施設に応じた避難行動の確認について	15
8	避難確保計画の作成及び訓練の実施について	18
9	川崎市への報告について	20
10	洪水から身を守るためのポイントについて	21
11	避難確保計画に定める事項について	22

1 洪水について

洪水や浸水想定区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 洪水とは

河川の流域に大雨が降ったり、山の積雪が春に融けたりして、河川に多量の水が流出してくる現象を洪水といいます。

川崎市で洪水が発生する場合の気象的な原因は、出水期（6月から10月ごろまで）の前線や台風に伴う大雨が主なものと考えられます。日本では雨が多く、山地が海に迫っているために、河川の長さは短く、勾配も急で、山地の雨は短時間に平野部に流れ出てきて氾濫しがちとなります。このため、洪水の被害は比較的多い国であるといえます。

また、日本の気象災害のなかでは、洪水による被害は、人的被害においても物的被害においても、もっとも大きな災害をもたらすものといえます。それは、日本の平野はその大部分が、河川が土砂を運んできたことによってできた平野であり、そこに多くの人口や資産が集中していることに原因があります。そして、川崎市の平野部もまさに、多摩川の堆積作用などにより形成されたものと考えられています。

(2) 洪水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨によって、対象とする河川の堤防が破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

多摩川及び鶴見川については、国が管理する部分の洪水浸水想定区域が、平成28年5月と8月にそれぞれ公表されました。前提となる降雨条件（「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」）は、以下の表のとおりです。

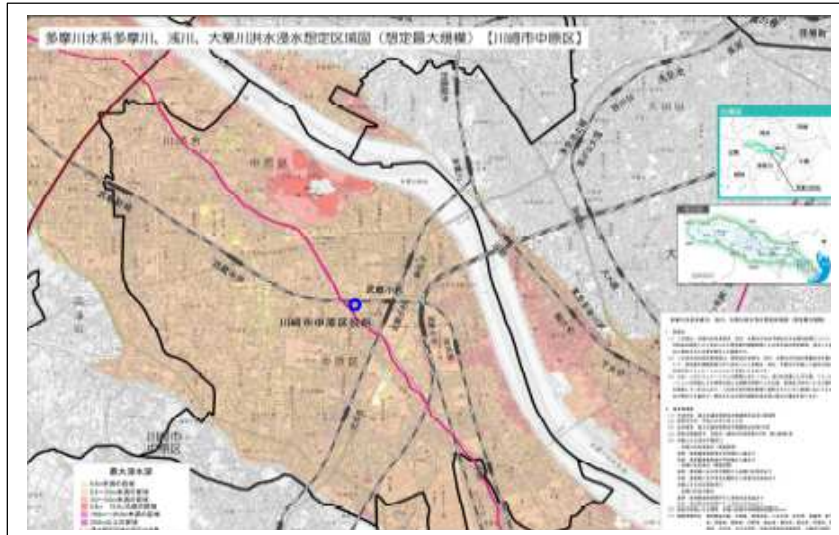
※ 多摩川と鶴見川の「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」の比較

区 分	多摩川		鶴見川	
	想定最大規模降雨	計画規模降雨	想定最大規模降雨	計画規模降雨
想定降雨	2日間総雨量 588mm	2日間総雨量 457mm	2日間総雨量 792mm	2日間総雨量 405mm

公表された情報（洪水リスク）には以下のものがあります。

- 浸水想定区域（最大規模降雨、計画規模降雨）
- 想定される浸水深
- 浸水継続時間（浸水深が0.5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

【参考】最大規模降雨による洪水浸水想定区域の例（多摩川）



(3) 浸水想定区域の確認方法

浸水想定区域は、「ガイドマップかわさき」で確認することができます。

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=131&bt=0>

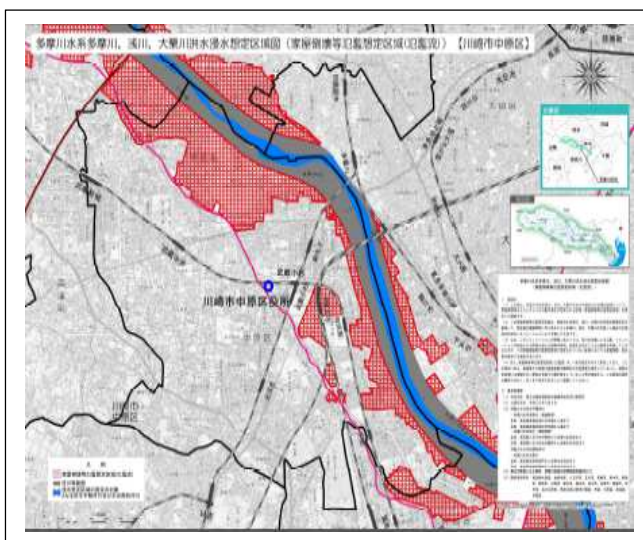
(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

堤防沿いの地域等、家屋の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

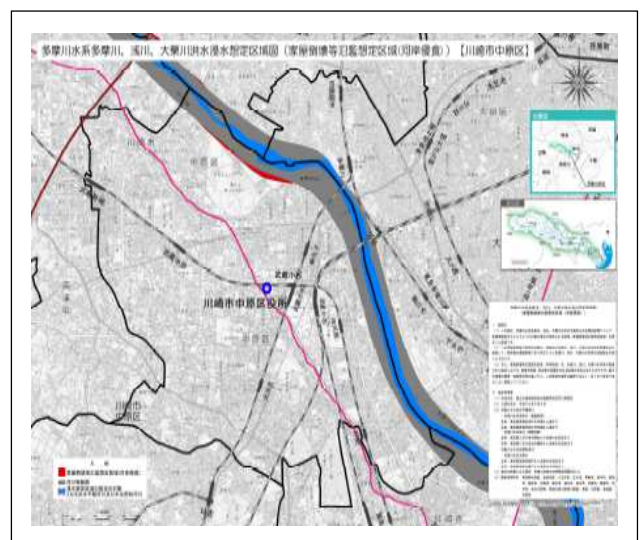
浸水想定区域内で、氾濫流内で木造家屋にお住まいの場合又は河岸浸食内は、洪水時に避難情報に従って安全な場所に確実に立ち退く必要があります。

【参考】家屋倒壊等氾濫想定区域の例（多摩川）

<氾濫流>



<河岸侵食>



2 災害時要配慮者利用施設の範囲について

災害時要配慮者利用施設に該当するかを確認しておきましょう。

水防法第15条第1項第4号ロに定める「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」は、主に以下の表にかかげる施設を指します。

① 社会福祉施設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかま保育室、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センターサン・ライヴ、母子生活支援施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク 等
②学 校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 等	
③医療施設等	病院、診療所、助産所（すべて有床に限る）	

3 気象情報、洪水予報について

洪水への注意や警戒を呼びかける気象情報や洪水予報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

(1) 気象情報

気象庁は、大雨などによって災害が起こるおそれのあるときは「大雨注意報」「洪水注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「大雨警報」「洪水警報」を、また、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに「大雨特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨警報が発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。大雨警報は、対象となる災害が「浸水害」または「土砂災害」と表示されます。
大雨警報（浸水害）	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水することにより、災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水警報が発表されます。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
洪水警報	
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、発表されるものです。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。

(2) 洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っています。多摩川及び鶴見川はいずれも、洪水予報の対象となる河川として指定されています。

洪水予報	発表基準	市町村・住民・要配慮者に求められる行動
多摩川 鶴見川 } 氾濫注意情報 (洪水注意報に相当)	所定の水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安の水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。	氾濫の発生に対する注意を求める段階です。
多摩川 鶴見川 } 氾濫警戒情報 (洪水警報に相当)	所定の水位観測所の水位が避難判断水位（市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起の水位）に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合に発表されます。	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階です。 市は、状況に応じて高齢者等避難を発令します。 <u>移動に時間を要する災害時要配慮者は避難を開始してください。</u>
多摩川 鶴見川 } 氾濫危険情報 (洪水警報に相当)	所定の水位観測所の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位）に到達した場合に発表されます。	いつ氾濫してもおかしくない状態です。 市は、避難指示を発令します。 <u>危険な場所から全員避難してください。</u>
多摩川 鶴見川 } 氾濫発生情報	多摩川または鶴見川で氾濫が発生した場合に発表されます。	市は、緊急安全確保を発令します。 ※ <u>命を守るために最善の行動をお願いします。</u>

※緊急安全確保は、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、必ず発令される情報ではありません。

<川崎市域に関係する水位観測所>

河川	水位観測所	川崎区	幸区	中原区	高津区	多摩区
多摩川	石原観測所	—	—	—	○	○
	田園調布(上)観測所	○	○	○	○	○
鶴見川	綱島観測所	○	○	—	—	—

(3) 水位周知

流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川は、水位周知河川と呼ばれており、避難やその準備のための目安となる水位が発表されます。本市では、多摩川水系では三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川、鶴見川水系では鶴見川の一部（麻生区）、真光寺川、麻生川、矢上川、有馬川が該当します。（P. 43「<参考3> 2 水位周知河川の水位観測所・水位」参照）

4 市が発令する避難に関する情報について

避難に関する情報の意味をしっかりと理解しておきましょう。

市が発令する避難に関する情報としては、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保があります。

(1) 避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

区 分	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
(警戒レベル3) 高齢者等避難	要配慮者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況です。	○立ち退き避難を行う災害時要配慮者は、避難行動を開始してください。 ○災害時要配慮者以外の住民は、家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出品の用意等の避難準備を開始してください。
(警戒レベル4) 避難指示	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況です。	○近くの避難場所等の安全な場所への立ち退き避難を行ってください。想定浸水深が浅い場合は、屋内の安全な場所への避難も可能です。
(警戒レベル5) 緊急安全確保	災害が発生又は切迫しているため立ち退き避難がかえって危険である段階であり、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況です。	○避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了してください。 ○避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、最上階に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了してください。

(2) 避難に関する情報の発令基準

川崎市では次の発令基準に基づき、洪水に関する避難指示等を発令することとしています。

区分	基準
(警戒レベル3) 高齢者等避難	① 避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位を超えることが予想される場合。 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③ 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル4) 避難指示	① 氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合、又は氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（暴風警報の発表後速やかに発令） ③ 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 ④ 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合
(警戒レベル5) 緊急安全確保	① 氾濫開始相当水位に到達した場合 ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕）が発表された場合

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	防災関係情報		
			水位	洪水	降雨
5	既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動を取りましょう。	緊急安全確保 (川崎市が発令)	氾濫の発生 または切迫	氾濫発生情報	大雨 特別警報
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~					
4	危険な場所から全員避難しましょう。	避難指示 (川崎市が発令)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	土砂災害 警戒情報
3	避難に時間を要する人（ご高齢の方、体の不自由な方、乳幼児等）とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (川崎市が発令)	避難判断水位	洪水警報 氾濫警戒情報	大雨警報
2	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報等 (気象庁が発表)	氾濫注意水位		
1	災害の心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	水防団待機水位		

## 5 気象情報や避難に関する情報の収集について

### 気象情報や避難に関する情報の収集手段を確認しておきましょう。

川崎市では、気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。皆様には次の様々な方法で情報を収集していただくことが可能ですので、各施設の環境に応じて、情報収集手段をあらかじめ確認しておきましょう。

#### (1) メールで収集する

##### ア メールニュースかわさき「防災気象情報」

登録いただいたメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を配信します。

##### 【登録方法】

下記QRコードから空メールを送信してください。



PC・スマートフォン用



フィーチャーフォン（ガラケー）用



※上記でメールソフトが起動しない場合は、手動でメールを立ち上げ、下記アドレスに空メールを送信してください。

（ガラケー、PC、スマートフォン共通）

t-kawasaki@sg-p.jp

##### 【利用上の注意】

- 情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。
- ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、[kawasaki@sg-p.jp](mailto:kawasaki@sg-p.jp)のアドレスからのメールを受信できるように設定の確認をお願いします。
- URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

#### イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) FAXで収集する

川崎市では、洪水浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設及び学校へFAXで、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報をお知らせします。

※FAXが届きやすいように、切り替えの時間を40秒以下に設定することを推奨しています

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市HP（ホームページ）(<https://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市HPトップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川(3ch)や、YOUテレビ、iTSCOM、J:COMのデータ放送を利用して、川崎市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM(79.1MHz)

川崎市からの緊急情報や安否情報、ライフライン情報等を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線(屋外受信機)

屋外にあるスピーカーから情報をお知らせするもので、川崎市では、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等の情報を放送します。

イ 防災行政無線(戸別受信機)

防災行政無線は、戸別受信機(専用のラジオのような装置)を導入することにより、施設内でも聞くことができます。

導入には、有償にて機器の購入、受信用の屋外アンテナの取付け工事を行っていただくとともに、川崎市へ事前に申請が必要となります。なお、電波の受信状況が良く、機器本体のアンテナで受信できる場合、屋外アンテナは必要ありません。

詳しくは、危機管理本部災害システム担当まで御相談ください。

ウ 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。(通常時は「防災一口メモ」が流れます。)

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174(通話料無料)

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870(通常の通話料がかかります。)

(6) 気象庁 HP の防災情報から確認することができます。

**☑チェックポイント**

施設的环境を考慮して、情報収集の手段を決めておきましょう！

- メールニュースかわさき
- 緊急速報メール
- F A X
- 川崎市 HP
- 川崎市防災情報ポータルサイト
- 地上デジタル放送・ケーブルテレビ
- かわさき FM
- 防災行政無線
- 防災テレフォンサービス

## 6 施設の洪水の危険性の確認について

**施設の洪水の危険性を知るため、施設の敷地における浸水想定を確認しておきましょう。**

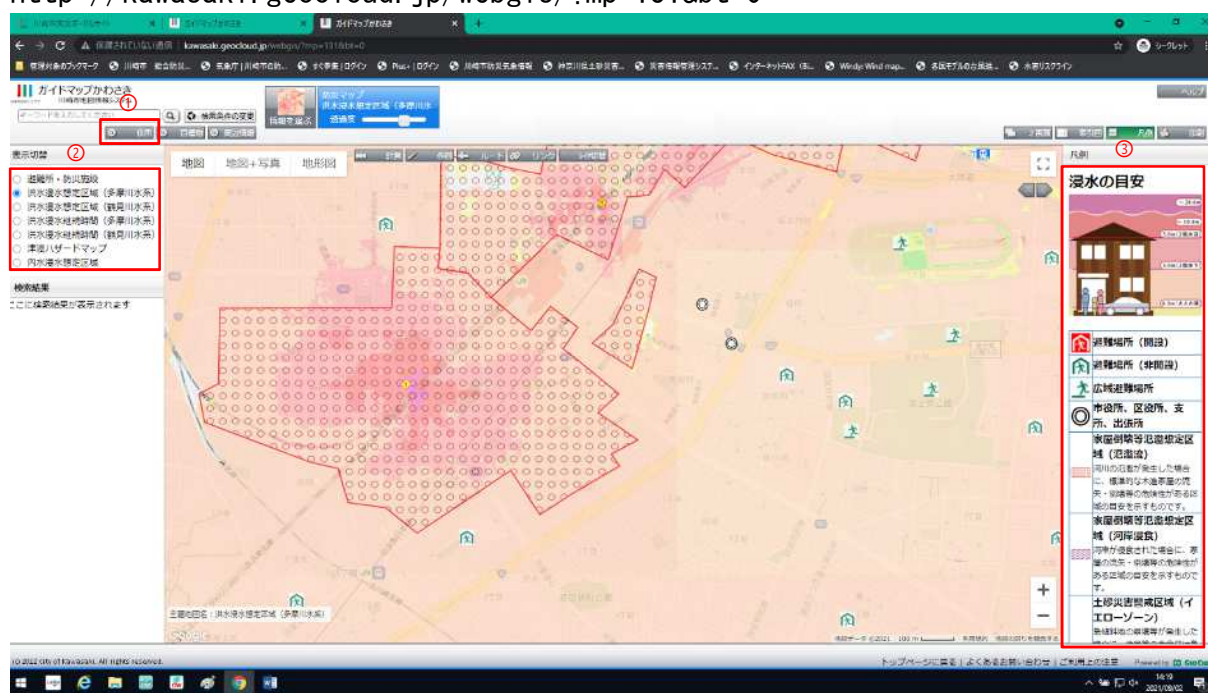
洪水の浸水想定区域内にある施設管理者等は、敷地（建物と庭等）における想定浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）内か等を確認してください。

浸水想定区域及び想定浸水深等は、洪水ハザードマップで確認することができ、市 HP にも掲載しています。

また、「ガイドマップかわさき」の「防災マップ」から施設の住所を入力することにより、簡単に検索することができます。

【ガイドマップかわさきURL】

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=131&bt=0>



- ① 「住所」をクリックし、閲覧したい住所を区名から順にクリックしてください。最後まで入力すると該当の場所に移動します。正確な住所がわからない場合には町名及び数字の右にある「地図」をクリックすると大まかな場所を示すので活用してください。
- ② 「表示切替」の下部にある洪水浸水想定区域や洪水浸水継続にチェックを入れると、任意の情報を得ることができます。
- ③ 情報の見方は右側に説明があるので、これを参考にしながら対象施設の想定浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）内かを確認してください。

ただし、洪水ハザードマップや「ガイドマップかわさき」は多摩川水系、鶴見川水系としての洪水リスクを表していますので、多摩川水系と鶴見川水系の洪水リスク内の施設で近傍に他の河川がある場合は神奈川県 HP の「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」で近傍の河川の洪水リスクを確認して洪水リスクがある場合は記述してください。

該当する区で確認が必要と思われる河川は次のとおりです。

幸区では、鶴見川水系のほかに矢上川（国管理区間と県管理区間の両方）です。

中原区では、多摩川水系のほかにニヶ領本川（用水）です。

高津区では、多摩川水系のほかにニヶ領本川と平瀬川及び鶴見川水系（矢上川）のほかに有間川です。

多摩区では、多摩川水系のほかに三沢川、ニヶ領本川、五反田川（栄橋水位観測所付近）です。

麻生区では、鶴見川水系のほか真光寺川（矢崎橋水位観測所付近）、麻生川（天神橋水位観測所から鶴見川合流地点まで）です。

〇〇水系とは、〇〇川（本川）に集まるすべての川をまとめて「〇〇水系」と呼称しています。

## 7 施設に応じた避難行動の確認について

**施設利用者の避難誘導等にあたり、施設の運営の状況、立地、構造等に応じて、避難行動をあらかじめ確認しておきましょう。**

避難行動の考え方は、次のように国から示されている考え方に基づいたものです。

### 避難情報に関するガイドライン（R3.5 内閣府（防災担当））

#### ○避難行動

災害対策基本法改正後、避難情報の対象とする避難行動については、命を守るためにとる、次の全ての行動を避難行動としている。

ア 「指定緊急避難場所」、「親戚・知人宅等」への立ち退き避難

イ 「安全な自宅・施設等」に留まる又は上階への移動による屋内安全確保

ウ 「安全とは限らない自宅・施設の少しでも浸水しにくい高い場所」への緊急安全確保

#### ②（発令基準・防災体制編）＜抜粋＞

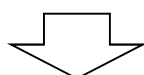
##### ○立ち退き避難が必要な災害の事象

洪水等（洪水、内水氾濫）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸侵食や氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合



#### （1）避難行動の考え方

洪水から身を守るためには、命の危険を脅かされる可能性がない場所に避難することと、洪水が発生するまでに避難を完了することが避難行動の原則です。

次のように外への避難が困難である場合には、屋内安全確保を検討してください。

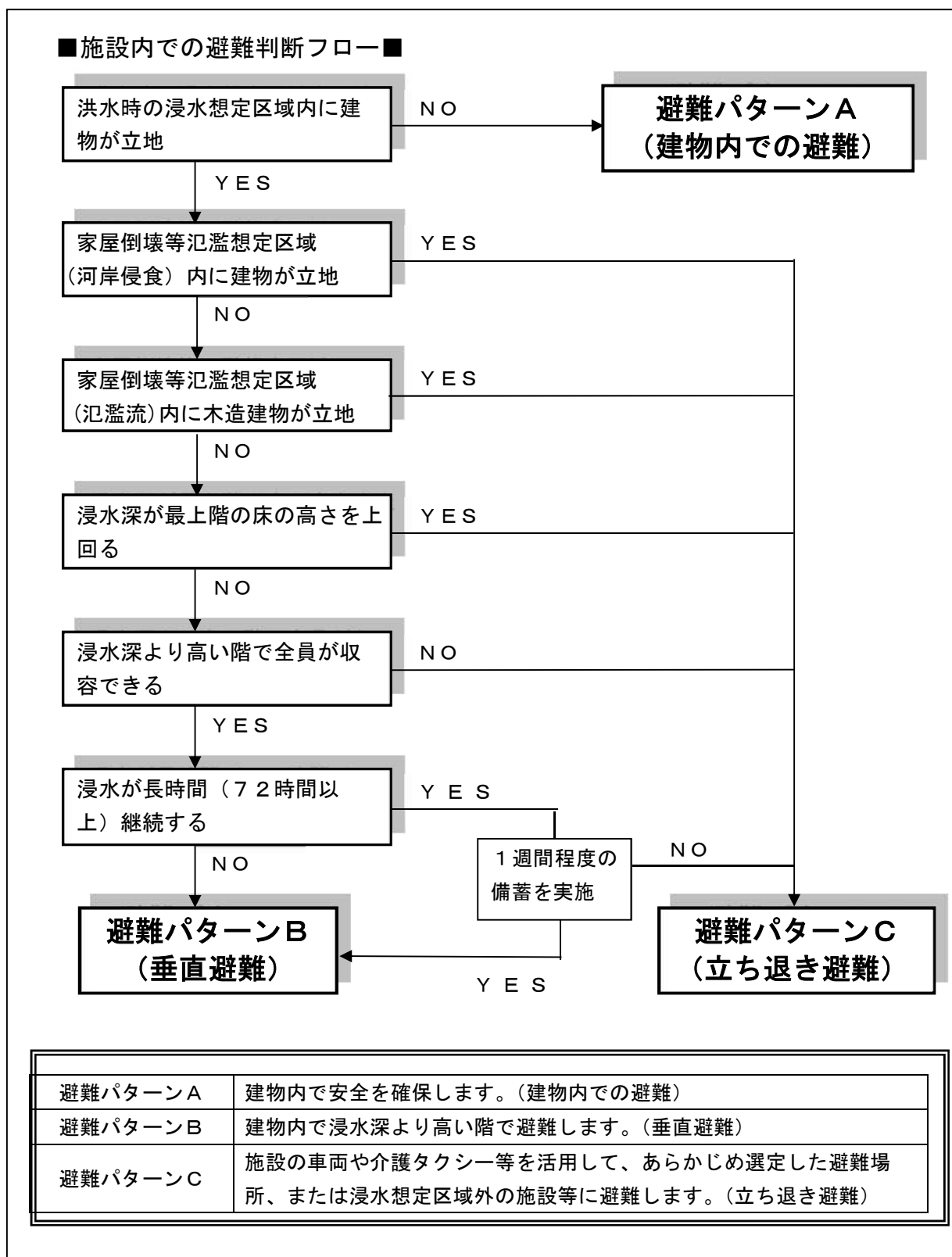
○施設利用者が寝たきりなど移動することが困難な場合

○実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合



(2) 施設に必要な、適切な避難行動の確認

施設のそれぞれの状況に応じて、適切な避難行動は異なることから、次のフローを参考にして確認してください。





## 8 避難確保計画の作成及び訓練の実施について

**迅速な避難行動がとれるよう、避難確保計画を作成し、訓練を実施することで『いつ、誰が、何を行うのか』を周知しておきましょう。**

川崎市地域防災計画に掲載した施設管理者等は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、これまで確認してきた、「気象情報及び避難に関する情報の収集」、「施設の洪水の危険性」、「施設に応じた避難行動」の情報を基に、『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にしながら、避難確保計画を作成してください。

### (1) 避難確保計画作成の流れ

市では施設管理者等が避難確保計画を作成していただくために、本「作成のてびき」とあわせて、「ひな形」を作成しました。

次の(2) 避難確保計画の構成と、「ひな形」に掲げられている各事項は概ね対応しており、施設管理者等は、(2) 避難確保計画の構成に沿って、「ひな形」から避難確保計画を作成することができます。なお、「ひな形」の記載内容は各施設の状況に応じ適宜変更してください。

既に、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、「ひな形」等を参考にして、既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の内容を追加することでも作成したことになります。

### (2) 避難確保計画の構成

避難確保計画では次の事項を定めることとなります。(水防法施行規則第16条関連)

ア 洪水時の防災体制に関する事項

イ 施設利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項

ウ 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項  
(ア) 水防管理者(川崎市)その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領

(イ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練

(ウ) その他必要な事項

カ 前各号のほか、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### (3) 避難確保計画の保管場所

避難確保計画は、洪水が発生するおそれがある場合にはすぐに取り出せるような場所に保管しておきましょう。施設管理者等及び施設職員はその保管場所を周知しましょう。

### (4) 訓練の実施・報告

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。施設管理者等及び施設職員は、洪水に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

研修や訓練には、避難確保計画のほか、川崎市が発行している防災啓発冊子「備える。かわさき」などが活用できます。（市 HP にも掲載しています。）

避難訓練等については、ボランティア団体や NPO 等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設では、当該訓練を実施することで、避難確保計画に基づく訓練も実施したとすることができ  
ます。

ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合がありますので、施設職員等への周知や、洪水時の避難に関する確認を必ず実施してください。

水防法により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画に基づく訓練を実施すること、及び訓練実施後に市長に対して訓練結果を報告することが義務化されております。（水防法第 15 条の 3 第 5 項）

報告については、市 HP で「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索して行ってください。

避難訓練等を年 1 回以上実施し、実施後は概ね 1 ヶ月以内に報告をしてください。（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最古にまとめて報告することもできます。）

#### （5）日ごろの備え

ア 浸水想定区域図等を参考に、施設の浸水状況、周囲の状況等を確認してください。

イ 区役所・消防署等の連絡先や緊急連絡網等は事前に確認してください。

ウ 避難をする際の役割分担をあらかじめ決めておいてください。

エ 施設職員等への研修や訓練などを定期的に行ってください。

オ 速やかな避難が行われるように、訓練で見つかった課題をもとに、避難確保計画を見直しておいてください。

## 9 川崎市への報告について

### 避難確保計画を作成されましたら、市への報告をお願いします。

水防法により、施設管理者等は、避難確保計画を作成し、または自衛水防組織を置いたときは、以下のとおり市長へ報告することが定められております。

- (1) 避難確保計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告してください。  
また、下記の内容について当該計画を変更したときも、同様です。(水防法第15条の3第2項関連)

- ① 施設名の変更
- ② 施設の住所の変更
- ③ 施設の連絡先（電話番号、FAX 番号）の変更
- ④ 避難する時期の変更
- ⑤ 避難場所の変更

- (2) 自衛水防組織を置いた場合は、その組織及び構成員、統括責任者の氏名及び連絡先、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を遅滞なく市長に報告してください。また、当該事項を変更したときも、同様です。(水防法第15条の3第8項及び水防法施行規則第17条関連)

上記(1)の避難確保計画を作成又は変更したときの報告は、別紙1の報告書とともに計画書を、(2)の自衛水防組織を設置した場合の報告は、別紙2の報告書により、それぞれ危機管理本部危機対策部へ提出してください。(危機管理本部危機対策部の提出先は、最後に記載しております、問い合わせ先と同じです。)

- (3) 訓練実施結果報告については、市 HP で「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」で検索して行ってください。年度ごとに専用フォームでの入力となります。

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000142503.html>

## 10 洪水から身を守るためのポイントについて

### 改めて重要なポイントを確認しましょう。

洪水から施設利用者等の人命を守るためには、次の4点が重要になります。

- ① 洪水の危険性がある場所を十分に把握しておきましょう。
- ② 大雨が予想される場合、施設管理者等及び施設職員は、メールニュースかわさきや各種メディア等により、気象情報や避難に関する情報の収集に努め、情報は施設管理者等及び施設職員で共有しましょう。
- ③ 立ち退き避難を行う施設管理者等は、高齢者等避難等が発令された場合、あらかじめ定めた避難手順に従って、速やかに避難を開始しましょう。  
ただし、立ち退き避難することを定めている施設であっても、実際に避難する段階で、周辺の道路の冠水や暴風などにより、外への移動がかえって危険な場合には、次善の策として、建物の中で、2階以上の部屋等、より安全な場所に避難しましょう。（屋内安全確保（垂直避難）又は緊急安全確保）
- ④ 高齢者等避難等が発令されなくとも、浸水のおそれが確認された場合は、すみやかに自主避難を開始しましょう。  
※「空振り覚悟で早めの避難」を心がけましょう。

## 1 1 避難確保計画に定めるべき事項について

以下の解説と「ひな形」を参考に施設の実情に応じた、避難確保計画を速やかに作成しましょう。

### (1) 計画の目的

#### 《記載例》

#### 1 計画の目的

##### (1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、〇〇（施設名）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

##### (2) 計画の修正

必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

#### 《解説及び留意事項》

##### <対象施設>

本11項「避難確保計画に定めるべき事項について」の対象とする施設は、水防法第15条第1項第4号口に定める「社会福祉施設、学校、医療施設」の主として高齢者や障害児・者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設です。

##### <報告事項>

水防法第15条の3第2項では、災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画を作成したときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告することとなっております。

##### <計画の作成者>

災害時要配慮者利用施設の所有者と管理者が異なる場合、原則として、災害時に施設利用者の避難誘導等を行う所有者又は管理者が避難確保計画等を作成してください。

## (2) 計画の適用範囲

### 《記載例》

#### 2 計画の適用範囲

(1) この計画は、「〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

(2) 施設の状況

延べ床面積 ※1		人 数				構 造 ※2	
		平日		休日			
		利用者	施設職員	利用者	施設職員		
地上1階	m ²	m ²	昼間	昼間	昼間	昼間	鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート 木造、プレハブ、軽量鉄骨 その他( ) 〇階建ての〇～〇階使用 ※3
地上2階	m ²		約 名	約 名	約 名	約 名	
地上3階	m ²		夜間	夜間	夜間	夜間	
地上4階	m ²		約 名	約 名	約 名	約 名	

※1 使用している階及び合計の延べ床面積を記入してください。

※2 施設の構造で該当するものを囲ってください。その他の場合は( )内に構造を記入してください。

※3 入居者は〇～〇階を使用している。

### 《解説及び留意事項》

○施設の利用者や施設職員等を把握し、施設の規模や利用者等に応じた計画を作成してください。

○利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、状況に応じた計画にする必要があります。また、施設職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておく必要があります。

○入居者とは、施設で宿泊や生活されている人です。



(3) 施設の洪水リスク

《記載例》

3 施設の洪水リスクの確認

「〇〇（施設名）」の洪水リスクは次の様に見積られている。

対象河川 洪水リスク	多摩川	鶴見川	〇〇川
想定浸水深	0.5～3.0m未満	0.5m未満	
浸水継続時間	24時間未満	なし	
氾濫流区域内	入っている	入っていない	
河岸侵食区域内	入っていない	入っていない	

《解説及び留意事項》

○神奈川県内の洪水浸水想定区域図及び川崎市の洪水ハザードマップやガイドマップかわさきの防災マップ等から施設の洪水リスクを確認してください。

ただし、洪水ハザードマップや「ガイドマップかわさき」は多摩川水系、鶴見川水系としての洪水リスクを表していますので、**多摩川水系と鶴見川水系の洪水リスク内の施設で近傍に他の河川がある場合は神奈川県 HP の「河川の氾濫による洪水浸水想定区域図」で近傍の河川の洪水リスクを確認して洪水リスクがある場合は記述してください。**

該当する区で確認が必要と思われる河川は次のとおりです。

幸区では、鶴見川水系のほかに矢上川です。

中原区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川（用水）です。

高津区では、多摩川水系のほかに二ヶ領本川と平瀬川と鶴見川水系（矢上川）のほかに有間川です。

多摩区では、多摩川水系のほかに三沢川、二ヶ領本川、山下川、五反田川です。

麻生区では、鶴見川水系のほか真光寺川、麻生川です。

〇〇水系とは、〇〇川（本川）に集まるすべての川をまとめて「〇〇水系」と呼称しています。

○洪水リスクを確認して、防災体制、避難場所等を検討してください。

○施設の上階で避難が可能な場合には、避難場所を上階として防災体制は施設利用者を家族へ引渡す場合と家族へ引渡さない場合及び施設利用者の上階への避難に要する時間等を考慮して選定してください。

○浸水深に応じて、避難する上階の目安は次のとおりです。

浸水深	0.5m未満	0.5～3m未満	3～5m未満
避難する上階の目安	1階以上	2階以上	3階以上

○建物が木造の場合で氾濫流内に入っている場合には、家屋が倒壊するおそれがありますので、立ち退き避難をしてください。

○河岸浸食内に入っている場合は、鉄筋コンクリート造りでも家屋が流失するおそれがありますので、立ち退き避難をしてください。

(4) 防災体制

《記載例》

4 防災体制

(1) 次の目安により必要に応じて防災体制を確立する。

(早期の避難が必要な場合(例:立ち退き避難が必要な場合、屋内安全確保(垂直避難)が可能だが施設利用者をご家族に引渡す場合など))

体制区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
平常時		・避難確保計画、緊急連絡網等の更新	施設管理者等(代行者)
		・資機材・備蓄品の点検・整備	総括・情報班
		・防災教育・訓練の企画・実施	避難誘導班
注意体制	【警戒レベル1】 ・大雨又は台風に関する防災気象情報発表 ・早期注意情報(警報級の可能性)発表等	・防災体制・施設職員の参集判断 ・通所型施設の事前休業の判断(検討)	施設管理者等(代行者)
		・防災気象情報等の情報収集・伝達	総括・情報班
警戒体制	【警戒レベル2】 ・大雨洪水注意報発表 ・〇〇川(△△水位観測所)氾濫注意情報発表 ・〇〇川氾濫注意水位情報の発表等	・防災体制・施設職員の参集判断	施設管理者等(代行者)
		・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達 ・施設利用者家族への連絡	総括・情報班
		・使用する資器材の準備	総括・情報班 避難誘導班
		・施設利用者への状況説明 ・施設利用者移動手段の確保 ・周辺住民等への事前協力依頼等	避難誘導班
非常体制	【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令 ・大雨洪水警報発表 ・〇〇川(△△水位観測所)氾濫警戒情報発表 ・〇〇川の避難判断水位情報の発表 ・危険の兆候を確認等	・防災体制・施設職員の参集判断 ・通所型施設の臨時休業の判断 ・避難の判断	施設管理者等(代行者)
		・避難場所の開設状況の確認 ・避難を行う際の区役所等への連絡	総括・情報班
		・利用者の避難誘導 ・施設利用者の引渡し	避難誘導班

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

(避難に長時間かからない施設の場合(例:屋内安全確保(垂直避難)が可能で、施設利用者をご家族に引渡さない場合など))

体制区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
平常時		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難確保計画・緊急連絡網等の更新</li> <li>・資機材・備蓄品の点検・整備</li> <li>・防災教育・訓練の企画実施</li> </ul>	施設管理者等(代行者)
			統括・情報班
			避難誘導班
注意体制	<b>【警戒レベル1】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨又は台風に関する防災気象情報発表</li> <li>・早期注意情報(警報級の可能性)発表等</li> </ul> <b>【警戒レベル2】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨洪水注意報発表</li> <li>・〇〇川(△△水位観測所)氾濫注意情報発表</li> <li>・〇〇川氾濫注意水位情報発表等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制・施設職員の参集判断</li> <li>・通所型施設の事前休業の判断(検討)</li> </ul>	施設管理者等(代行者)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の情報収集・伝達</li> </ul>	統括・情報班
警戒体制	<b>【警戒レベル3】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等避難の発令</li> <li>・大雨洪水警報発表</li> <li>・〇〇川(△△水位観測所)氾濫警戒情報発表</li> <li>・〇〇川避難判断水位情報発表等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制・施設職員の参集判断</li> </ul>	施設管理者等(代行者)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報・避難に関する情報等の収集・伝達</li> <li>・施設利用者家族への連絡</li> </ul>	統括・情報班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する資器材の準備</li> </ul>	統括・情報班 避難誘導班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者への説明</li> <li>・施設利用者移動手段の確保</li> <li>・周辺住民等への事前協力依頼</li> </ul>	避難誘導班
非常体制	<b>【警戒レベル4】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示の発令</li> <li>・〇〇川(△△水位観測所)氾濫危険情報発表</li> <li>・〇〇川氾濫危険水位情報発表</li> <li>・危険の兆候を確認等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制・施設職員の参集判断</li> <li>・通所型施設の臨時休業の判断</li> <li>・避難の判断</li> </ul>	施設管理者等(代行者)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の開設状況の確認</li> <li>・避難を行う際の区役所等への連絡</li> </ul>	統括・情報班
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の避難誘導</li> </ul>	避難誘導班

※上記のほか、施設の管理権限者(又は自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

<記載例>

(2) 班構成

班構成及び各班の要員は次のとおりとする。

班名	昼間	夜間
施設管理者等	施設管理者の職名又は名前 (代行者： )	
統括・情報班	該当する職員の職名又は名前	該当する職員の職名又は名前
避難誘導班	該当する職員の職名又は名前	該当する職員の職名又は名前

注：班員が複数いる場合は班長を指名してください。

《解説及び留意事項》

<班編成>

○各職員がどの班を担うのか明確にしてください。

○施設管理者等に関しては、不在の場合の代行者も別途決めてください。

<記載例>

(3) 外部連絡先一覧

外部の連絡先は、次のとおりとする。

機 関 名	連 絡 先
〇〇区役所	〇〇区××1-2-3    Tel000-0000
消防署	
警察署	
小学校	
中学校	

《解説及び留意事項》

<外部連絡先一覧>

○災害時に連絡する可能性のある外部機関を記載してください。

○連絡先としては、区役所、消防署、警察署、避難場所等が考えられますが、施設  
の特性に応じて追加してください。

<記載例>

(4) 施設内の緊急連絡網

施設内の緊急連絡網は、「〇〇（施設名）の緊急連絡網」によるものとする。

《解説及び留意事項》

<「緊急連絡網」>

- 「施設内の緊急連絡網」を作成していない施設では作成をお願いいたします。また、常に最新の状況にしておいてください。

## (5) 情報収集及び伝達

### 《記載例》

#### 5 情報収集及び伝達

##### (1) 情報収集

###### ア 収集する情報

(ア) 洪水に関する防災気象情報（気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、気象警報・注意報、洪水予報・河川水位到達情報など）

(ウ) 行政機関からの情報（避難場所の開設、高齢者等避難、避難指示などの避難に関する情報など）

###### イ 収集手段

(ア) 「メールニュースかわさき」に登録して川崎市からのメールを受け取る。

（市内の防災、気象、災害等に関する情報）

メールニュースかわさきの登録者は次のとおりである。

- |   |    |   |        |   |
|---|----|---|--------|---|
| ① | 氏名 | ( | 所属(部署) | ) |
| ② | 氏名 | ( | 所属(部署) | ) |
| ③ | 氏名 | ( | 所属(部署) | ) |

(イ) 緊急速報メールを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報、多摩川・鶴見川の洪水予報など）

(ウ) 川崎市からのFAXを受信する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報）

(エ) 川崎市HP「防災ポータルサイト」を確認する。

（市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難に関する情報など）

(オ) テレビ、ラジオ等から情報を収集する。

(カ) 防災行政無線（サイレン）に注意する。

（高齢者等避難、避難指示等の発令に関する情報など）

(キ) 気象庁HP「防災情報」の「気象防災」を確認する。

（早期注意情報（警報級の可能性）・気象警報・注意報、洪水予報・河川水位到達情報など）

(ク) 施設周辺等の状況を目視で確認する。

ウ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話の活用が重要になるので、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

##### (2) 情報伝達

###### 【立ち退き避難の場合】

ア 洪水に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合

「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で情報共有する。

- イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合  
(ア)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には〇〇へ避難し、施設利用者の引渡しを速やかに行う。」旨を連絡する。  
(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。
- ウ 非常体制に移行し、避難する場合  
(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、〇〇に避難する。」旨を連絡する。  
(イ) 「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、〇〇へ避難する。施設利用者引渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- エ 避難を完了した場合  
(ア) 所管する区役所（所管課）に避難が完了した旨を連絡する。  
(イ) 「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「避難が完了。これより〇〇において施設利用者引渡しを行う。」旨を連絡する。

**【屋内安全確保（垂直避難）の場合】**

- ア 洪水に関する防災気象情報、行政機関からの避難に関する情報等が発表された場合  
「施設内緊急連絡網」に基づき、施設内関係者間で情報共有する。
- イ 警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合  
(ア)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行した場合には本施設において速やかに施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。  
(イ) 所管する区役所（所管課）及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。
- ウ 非常体制に移行し、避難する場合  
(ア) 所管する区役所（所管課）に「これより、本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。  
(イ)「施設利用者家族緊急連絡網」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行し、これより本施設において施設利用者の引渡しを行う。本地域が警戒レベル4へ移行した場合は〇〇へ避難する。」旨を連絡する。
- エ 避難（施設利用者の引渡し）を完了した場合  
所管する区役所（所管課）に避難（施設利用者の引渡し）が完了した旨を連絡する。

《解説及び留意事項》

＜「メールニュースかわさき」の登録＞

○市は「メールニュースかわさき」により洪水予報河川（多摩川、鶴見川）における洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報など）又は水位周知河川（多摩川水系の平瀬川、平瀬川支川、三沢川、二ヶ領川本川、五反田川、鶴見川水系の矢上川、鶴見川、麻生川、有馬川、真光寺川）における水位情報（氾濫注意水位情報、避難判断水位情報など）などを提供しております。

○災害時要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織を設置した施設の情報を受ける担当者は、「メールニュースかわさき」を登録してください。（水防法第15条第2項第2号関連）

＜情報収集手段の確認＞

○情報収集手段ごとに収集要領、収集できる情報内容、情報の伝達要領等を訓練を通じて必ず複数の人が実行できるようにしてください。特に市HPの「防災ポータルサイト」は自ら収集する必要があることから必ず確認をしてください。

＜施設周辺等の確認＞

○避難に備えて、周辺の水路が溢れていないか、道路が通行できるか等、あらかじめ確認しておきましょう。

また、浸水が始まっていないか、土砂災害の前兆が無いかなども注意してください。

ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っている時には、外の様子を確認するために外出することは危険ですので、施設内から確認するなど、安全に配慮してください。

○所管する区などへの連絡については、報告する内容、報告先等について事前に調整しておく必要があります。

○利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引渡しに混乱をきたさないようにすることが重要です。

なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」が起動している場合の連絡方法についても検討しておくといはいいです。



(6) 避難誘導

<記載例>

6 避難誘導

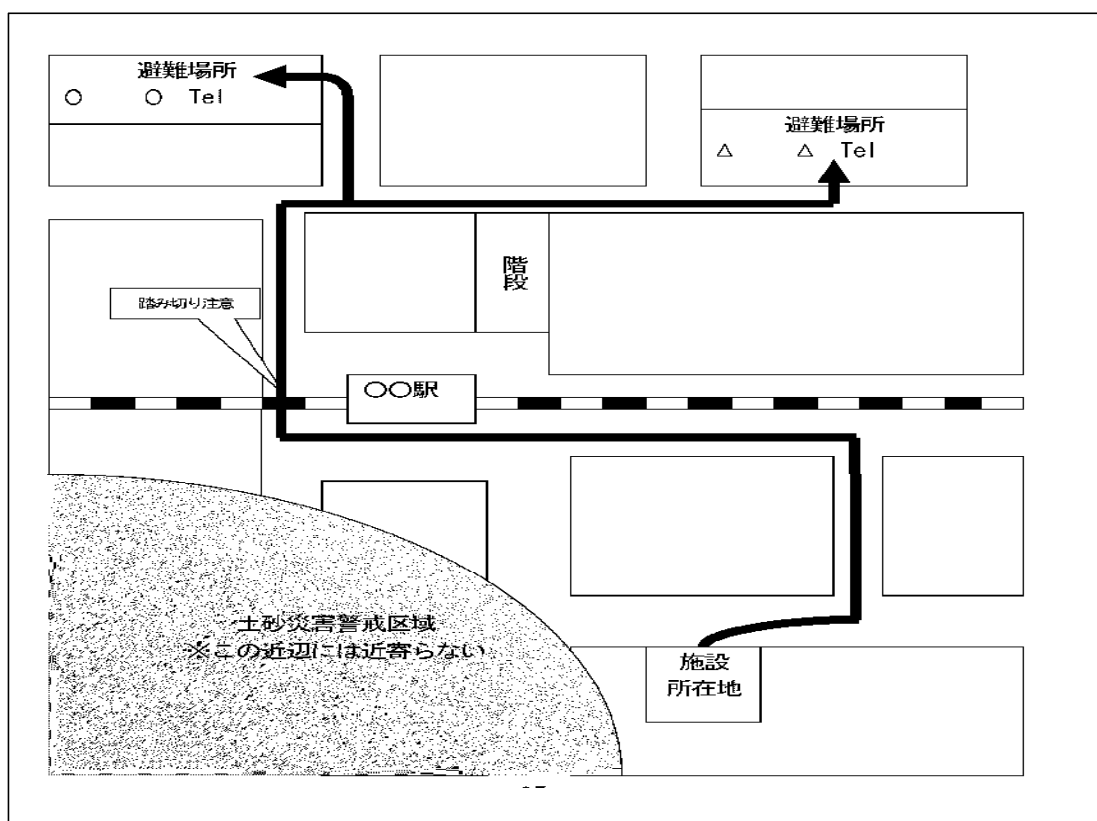
立ち退き避難とする。

(1) 避難場所・避難経路

- ・避難場所は ( ○○ )、( △△ ) とする。
- ・避難場所への移動が困難な場合、本施設の2階北側及び東側の○○に一時避難する

(2) 避難経路

避難場所への避難経路は次のとおりとする。



(3) 避難手段

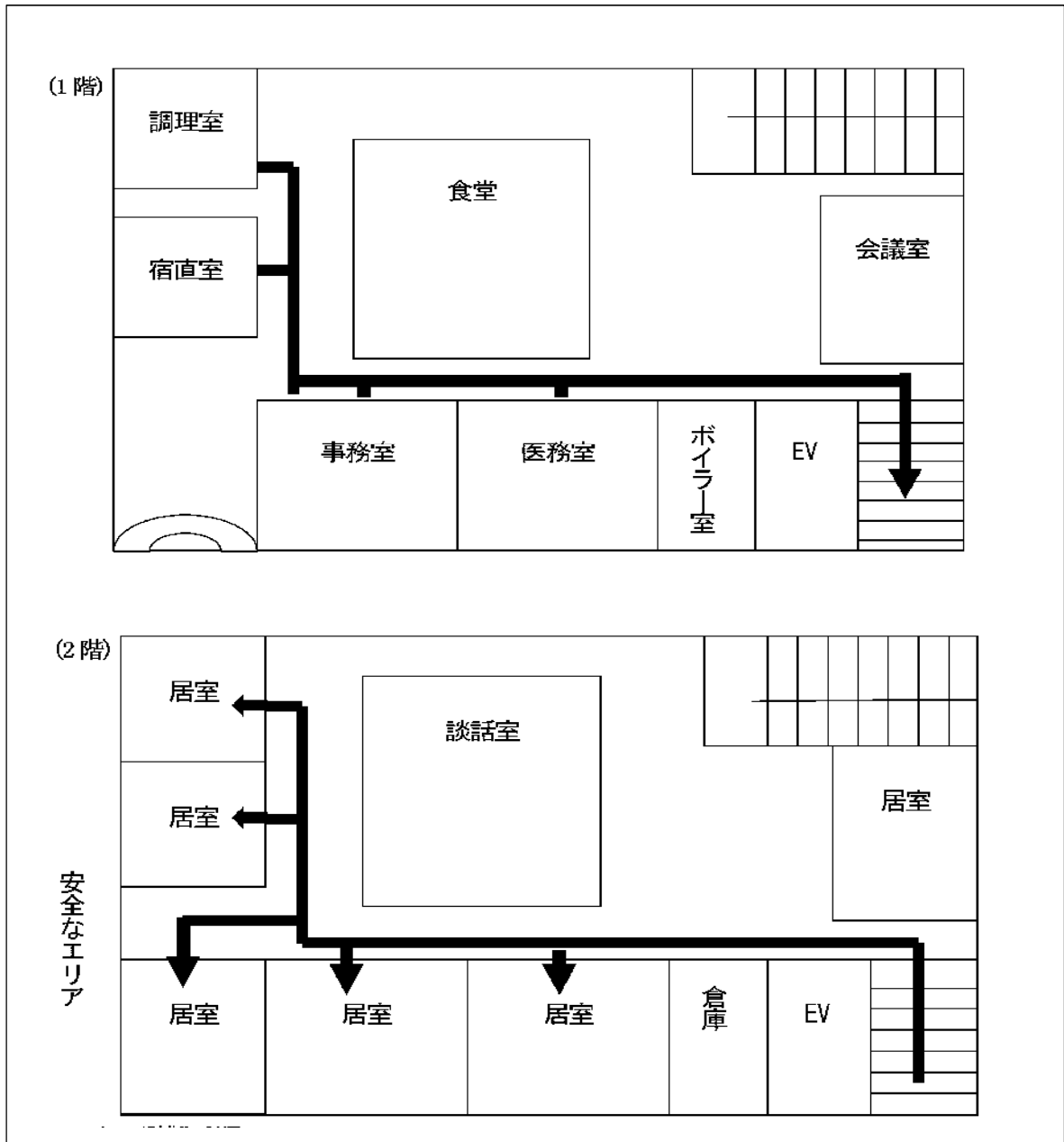
- (ア) 施設管理者等は実際に避難するときに備えて、施設利用者情報（名前、生年月日、連絡先、移動上の注意等）を整理しておく。
- (イ) 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。
- (ウ) 施設管理者等は、施設利用者の状況ごとにあらかじめ移動方法を定めておく。

施設利用者の状況	移動方法
短い距離は歩行できる者	徒歩により玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での車イス移動が可能な者	車イスにより玄関集合後、マイクロバスにて避難場所へ移動
自力での移動が困難な者	リクライニング式車イスを使用して、玄関に移動し、専用車両にて避難場所へ移動

<記載例>

屋内安全確保（垂直避難）とする。

- (1) 避難場所  
2階南側及び西側の居室に避難する。
- (2) 避難経路  
施設内のエレベーター及び〇〇階段とする。  
ただし、停電のおそれがあるときにはエレベーターを使用しないこと。



(3) 避難手段

- (ア) 施設〇〇室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベーターの使用は車いす利用者を優先する。
- (イ) 施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

## 《解説及び留意事項》

### ＜避難場所の指定＞

- 避難場所については、原則として多摩川及び鶴見川洪水ハザードマップの最寄りの避難場所を指定するものとします。
- 万一避難が遅れた方や避難場所までの避難が困難な方が発生した場合を想定して、洪水ハザードマップの浸水深等を参考に、近隣施設の上層階を一時避難場所として設定しておきましょう。
- 上層階に避難する場合には、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難が生じるため、必要な備蓄や区役所（所管課）との連絡体制の確保、最低限必要な照明等の準備を整えておくことなどがが必要です。

### ＜避難経路の設定＞

- 多摩川や鶴見川の洪水ハザードマップには、避難経路となる主要な道路の他、急傾斜地崩壊危険区域等も記載されているので、それらを参考に安全な避難経路を設定してください。
- 上層階への（一時）避難の場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定しましょう。なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。
- 避難経路については、河川からの氾濫水が到達していなくても、地面に溜まった雨水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定しましょう。

### ＜避難誘導＞

- 避難誘導については、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、施設職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資器材等具体的に定めておいてください。
- 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況などについて事前に確認してください。
- 誘導に際しては、避難者の状況に応じて車での避難など適切な移動手段を活用してください。
- 徒歩で避難する場合、避難誘導にあたっては、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置しましょう。また、必要に応じて、誘導員は、避難者が誘導員と識別できるよう誘導用ビブスを着用するように努めてください。
- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化に対する対応方法についてあらかじめ検討しておいてください。
- 立ち退き避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うようにしてください。

### ＜多摩川や鶴見川の洪水ハザードマップの閲覧＞

- 多摩川や鶴見川の洪水ハザードマップは、各区役所で配布しております。また、川崎市インターネットホームページの「ガイドマップかわさき」⇒「防災マップ」で閲覧することもできます。

(7) 避難の確保を図るための施設の整備

<記載例>

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材及び備蓄品については次の表のとおりとする。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

区 分	品目	非常 持出	数量	保管場所	有効期限 (確認時期)
情報収集・伝達	名簿、連絡網	可	1	事務室	令和××年 ○月
	ラジオ	可	2	事務室	令和××年 ○月
	F A X	不可	1	事務室	令和××年 ○月
避難誘導	懐中電灯	可	10	事務室、各室	令和××年 ○月
	車両	可	2	駐車場	
備蓄品	飲料水	可	10箱	倉庫	令和××年 ○月

※ 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

※避難所への避難は基本的には徒歩です。車いす等特別な事情がある場合は避難所までの移動手段として考慮してください。避難所には駐車場はありませんのでくまでも誘導で使う場合を想定してください。

《解説及び留意事項》

○情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、次の表を参考にして、各施設の避難行動に応じて検討してください。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めてください。

区 分	使用する設備及び資器材等
情報収集・伝達	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯、F A X等、必要に応じて、トランシーバー、投光器 など
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット など
備蓄	飲料水、食料、炊事道具、医薬品、寝具、防寒具、おむつ、携帯トイレ など

## (8) 防災教育及び訓練

### <記載例>

#### 8 防災教育及び訓練・報告

##### (1) 防災教育

防災体制に関する次の事項を職員に教育し、情報伝達や避難などの重要性を理解させる。

##### ア 洪水リスクなどの啓発教育

(ア) 最近発生した洪水災害の事例を教育する。

(イ) 施設や避難経路沿いの洪水リスクを周知する。

##### イ 防災体制の周知

防災体制に応じた参集範囲、緊急連絡網、活動内容及び役割分担の教育を行う。

##### ウ 情報伝達体制

##### (ア) 情報の種別

気象情報及び避難に関する情報の種類についての教育を行う。

##### (イ) 情報の収集

気象情報及び避難に関する情報をどのような手段で収集し伝達するか周知する。

##### エ 避難判断・避難手順

##### (ア) 避難の判断と重要性

洪水予報や高齢者等避難など避難の判断基準を教育する。

##### (イ) 避難手順

実際に避難するときの役割分担などを周知する。

##### オ 研修の実施月は、5月とする。

##### (2) 防災訓練の実施

防災訓練を洪水災害に関する防災教育時期に合わせて実施し、情報伝達や避難誘導を実際に行うことで、本計画の運用に支障がないかの検証や確認をし、必要に応じて適宜修正を行う。

##### (3) 訓練などの実施結果報告

本計画に基づく訓練等を実施した後は、市へ訓練実施結果を報告する。

### 《解説及び留意事項》

○施設管理者等及び施設職員は、平素から研修や訓練を積極的に行い、洪水災害に関する正しい知識を身に付け、円滑かつ迅速な避難行動ができるようにしておきましょう。

○避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

○地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設においては、当該訓練の場を活用して、洪水災害時の避難場所、避難経路などについて施設職員へ周知するのも軽易な訓練のやり方です。

○研修や訓練は5月末頃までに行うようにしましょう。

○主な訓練としては、次のようなものがあります。

- ・施設や避難経路沿いの洪水リスク及び緊急連絡網の周知
- ・気象情報や避難に関する情報などの基礎的知識の習得
- ・防災体制に応じた活動内容と役割分担の確認
- ・情報の収集・伝達要領・避難誘導要領など

○自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記述を省略することができます。(自衛水防組織については次項参照)

(9) 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

<記載例>

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、別添「〇〇施設自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ア 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- イ 毎年5月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ウ 教育・訓練内容は、前項8「防災教育及び訓練」に準じて実施するものとする。

《解説及び留意事項》

<自衛水防組織の編成>

- 休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつては、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して編成に努めてください。
- 夜間や休日など、当該施設等の外にいる施設職員等の非常参集にあたっては、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇所を避けるなど、施設職員等の安全に配慮してください。

<報告事項>

- 水防法及び同法施行規則の規定に基づき、施設管理者等は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長へ報告してください。また、当該事項を変更したときも同様です。
- 報告の内容は、①統括管理者の氏名及び連絡先、自衛水防組織を設けた場合、②自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置、③洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先です。

<適用>

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には記載不要です。

## 〇〇施設自衛水防組織活動要領

### （自衛水防組織の編成）

第1条 管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるような組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）△△室（最低限、通信設備を有する場所とする）を自衛水防組織の活動拠点とし、統括管理者、統括管理者の代行者及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

### （自衛水防組織の運用）

第2条 管理権原者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の施設職員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員の非常参集計画を定めるものとする。

### （自衛水防組織の装備）

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### （自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

### 自衛水防組織の編成及び任務

<b>統括管理者</b>	<b>任 務</b>	
〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。</li> <li>・平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資機材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。</li> </ul>	
<b>統括管理者代行者</b>	<b>任 務</b>	
〇〇〇〇	統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。	
<b>総括・ 情報班</b>	<b>役職及び氏名</b>	<b>任 務</b>
	班長 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録</li> <li>・洪水予報等の情報の収集・伝達</li> <li>・関係者及び関係機関との連絡</li> </ul>
	班員 〇名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 その他 〇名	
<b>避難 誘導班</b>	<b>役職及び氏名</b>	<b>任 務</b>
	班長 〇〇〇〇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導準備及び避難誘導の実施</li> <li>・未避難者、要救助者の確認</li> </ul>
	班員 〇名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 その他 〇名	

別表 2

### 自衛水防組織装備品リスト

班	装 備 品
統括・情報班	名簿(施設職員、利用者等)、施設内緊急連絡網 情報収集及び伝達機器(ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 照明器具(懐中電灯、投光器等)など
避難誘導班	名簿(施設職員、利用者等)、保護者緊急連絡網、誘導の標識(案内旗等) 情報収集及び伝達機器(タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯、携帯用拡声器、携帯用ライフジャケット 水、食料、医薬品、寝具、防寒具など



## 避難確保計画作成（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）しましたので、報告します。

施 設 名			
施設の範囲※ 1（○で囲む）	社会福祉施設（高齢者施設、障害児・者施設、乳幼児施設等）、学校、医療施設、その他		
所 在 地	川 崎 市 区		
所有者・管理者 （どちらかに○）	氏 名	（フリガナ）	
担当者の氏名及び連絡先	（フリガナ）		電話番号
			F A X 番号※ 2
備 考			受付

### ※ 1 施設の範囲

① 社 会 福 祉 施 設	高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家 等
	障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設 等
	児童施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設（川崎認定保育園、地域保育園、おなかま保育室、企業主導型保育事業）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子・父子福祉センターサン・ライブ、母子生活支援施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク 等
②学 校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等 等	
③医療施設等	病院、診療所、助産所（すべて有床に限る）	

※ 2 「高齢者等避難」及び「避難指示」等の避難に関する情報を伝達しますので、施設を開設している時は、従業員が常に F A X を確認できるようにしてください。

## 自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第 15 条の 3 第 2 項及び水防法施行規則第 17 条に基づき、別添のとおり報告します。

施設名 (共同の場合は、代表施設)					
所在地		川崎市 区			
所有者・管理者 (どちらかに○)		氏名	(フリガナ)	変更※1	登録※2
自衛水防組織の職務等		氏名	連絡先	変更※1	登録※2
統括管理者					
洪水予報等の伝達を受ける構成員	統括管理者の代行者				
	統括・情報班長				
	統括・情報班	○○ ○○			
	統括・情報班	○○ ○○			
	統括・情報班	○○ ○○ その他 ○名			
	避難誘導班長				
	避難誘導班	○○ ○○			
	避難誘導班	○○ ○○ その他 ○名			
自衛水防組織及び構成員		別紙「自衛水防組織図」 統括管理者以下 名			
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)	電話番号		
			FAX 番号		
備考		受付			

※ 1 : 変更の場合は○印を記してください。

※ 2 : 「メールニュースかわさき」を登録している場合は、○印を記してください。

＜参考１＞ 水防法及び水防法施行規則の主な内容

●水防法第15条抜粋（災害時要配慮者利用施設関連事項のみ）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

**第十五条** 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 略

二 略

三 略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等 略

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設 略

**2** 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 略

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 略

**3** 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

**第十五条の三** 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要

配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

## ●水防法施行規則（災害時要配慮者利用施設関連事項のみ）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

**第十六条** 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
  - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
  - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

**第十七条** 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

（統括管理者の設置等）

**第十三条** 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

**第十五条** 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号 に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

### 多摩川氾濫危険情報

令和××年×月×日×時×分

京浜河川事務所・横浜地方気象台共同発表

多摩川では、氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり

#### 【主文】

多摩川の石原水位観測所では、氾濫危険水位（レベル4）に到達しました。氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。

#### 【降雨と水位の現況】

降り始めの○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、85 ミリに達しました。

多摩川の水位は○日○時○分現在、次のとおりです。

石原水位観測所（東京都調布市）で4.90m（水位危険度レベル4）上昇中

#### 【降雨と水位の予想】

この雨は、当分この状態が続くでしょう。○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、30ミリの見込みです。

多摩川の水位は、○日○時頃には、次のとおりと見込まれます。

石原水位観測所（東京都調布市）で5.10m程度（水位危険度レベル4）

#### 【参考】

石原水位観測所

受け持ち区間

（左岸）東京都府中市から東京都狛江市

（右岸）東京都多摩市から神奈川県川崎市

氾濫危険水位 4.90m、避難判断水位 4.30m、氾濫注意水位（警戒水位）4.30m

水防団待機水位 4.00m、平常水位 0.78m

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位（警戒水位）超過

※ 電子メール等では、携帯電話の文字数の制限から、要約した内容を配信いたしますので、その他の方法で、詳細を御確認ください。

<参考3> 洪水予報及び氾濫警戒情報に関する水位観測所・水位

1 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位

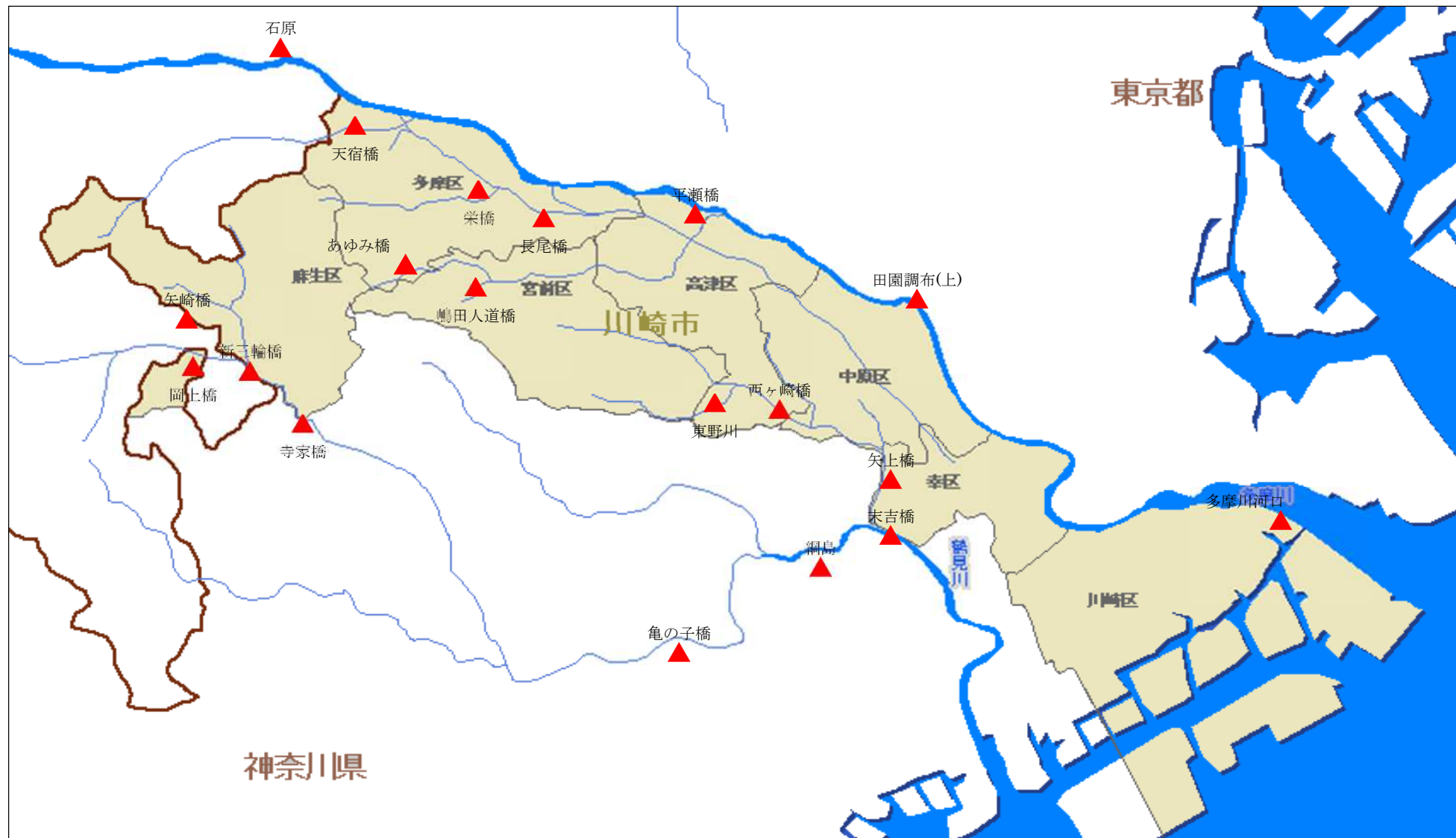
河川名	基準水位 観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位
多摩川	石原	調布市多摩川3丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	5.94
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	10.35
	多摩川河口	川崎区殿町	2.30	2.80	—	3.80	3.80
鶴見川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	8.27
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	5.40
	末吉橋	幸区小倉	2.20	2.70	—	3.50	3.82

2 水位周知河川の水位観測所・水位

河川名	基準水位 観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
矢上川	矢上橋	幸区北加瀬	2.60	3.80	4.10	4.80

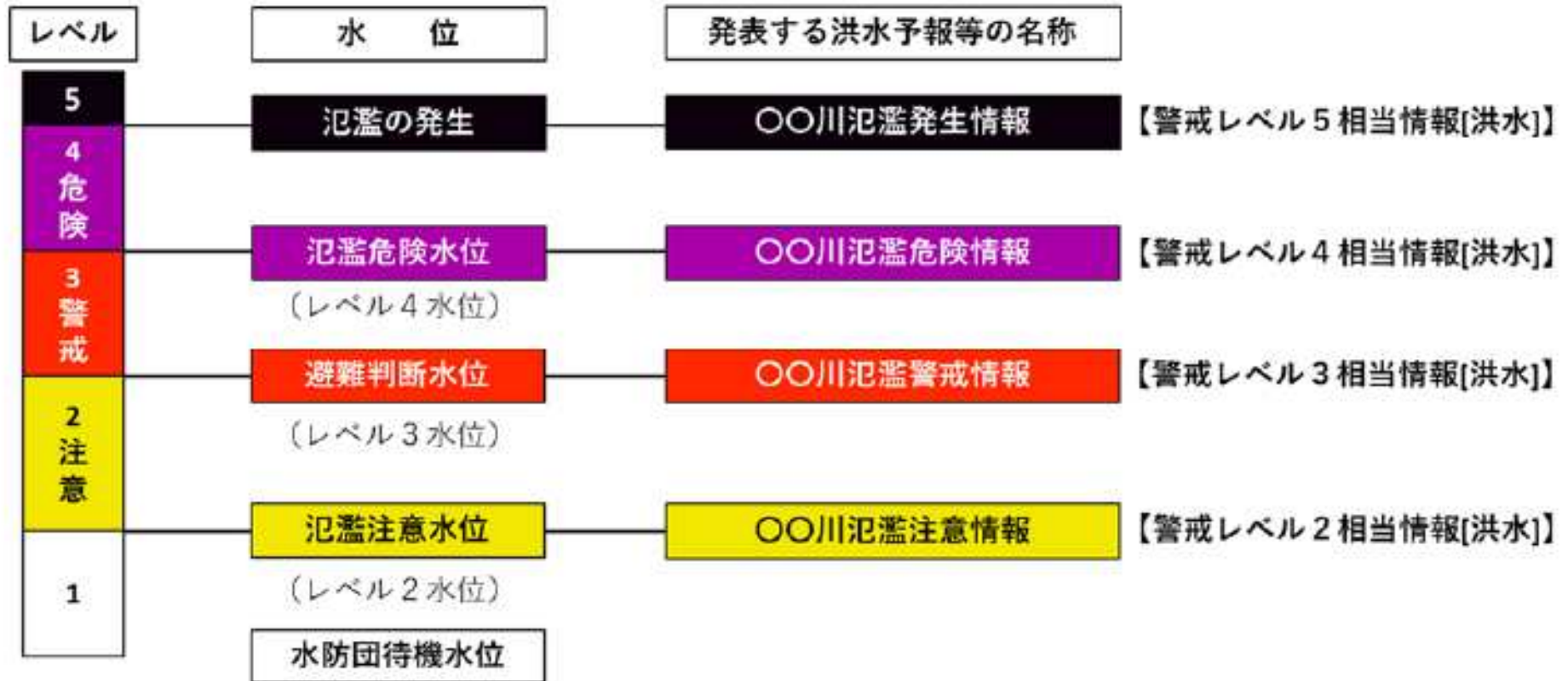
河川名	基準水位 観測所名	所在地	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
三沢川	天宿橋	多摩区菅2丁目	2.10	3.20	4.65	5.20
平瀬川	平瀬橋	高津区久地	3.50	4.00	4.00	4.60
	嶋田人道橋	宮前区初山	1.35	1.85	1.85	2.85
平瀬川支川	あゆみ橋	宮前区菅生2丁目	0.90	1.30	1.30	1.70
ニヶ領本川	長尾橋	多摩区長尾	2.30	2.80	3.35	3.50
五反田川	栄橋	多摩区枳形	1.50	2.00	2.00	2.80
鶴見川	寺家橋	麻生区早野	2.75	3.50	3.90	4.80
	岡上橋	麻生区岡上	1.10	2.70	2.80	3.70
矢上川	西ヶ崎橋	高津区子母口	2.00	3.00	3.35	4.30
麻生川	新三輪橋	麻生区上麻生7丁目	1.20	2.60	2.60	3.15
有馬川	東野川	高津区東野川1丁目	1.40	2.40	2.40	3.90
真光寺川	矢崎橋	東京都町田市	2.36	2.86	2.86	3.16

水位観測所位置図





<参考4>

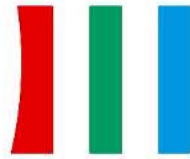


内閣府作成 避難情報に関するガイドライン（別冊資料）抜粋

<参考5>

区役所連絡先一覧

区役所	郵便番号	住 所	電 話	F A X
川崎区	210-8570	川崎区東田町 8	044-201-3327	044-201-3209
幸 区	212-8570	幸区戸手本町 1-11-1	044-556-6610	044-555-3130
中原区	211-8570	中原区小杉町 3-245	044-744-3141	044-744-3346
高津区	213-8570	高津区下作延 2-8-1	044-861-3146	044-861-3103
宮前区	216-8570	宮前区宮前平 2-20-5	044-856-3114	044-856-3119
多摩区	214-8570	多摩区登戸 1775-1	044-935-3146	044-935-3391
麻生区	215-8570	麻生区万福寺 1-5-1	044-965-5115	044-965-5201



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

## 問い合わせ先

<災害時要配慮者利用施設の範囲、気象情報・避難に関する情報、情報の収集、避難行動、避難確保計画、訓練、報告事項に関すること>

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎6階

川崎市危機管理本部 初動対策担当

電話：044-200-2841

FAX：044-200-3972

E-mail:60kikika@city.kawasaki.jp

<洪水について、洪水予報、洪水の危険性、河川対策に関すること>

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎17階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話：044-200-2902

FAX：044-200-7703

E-mail:53kasen@city.kawasaki.jp

## 計画作成様式等の入手方法

避難確保計画の「作成のてびき」及び「ひな形」と、「避難確保計画作成（変更）報告書」及び「自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書」のWord形式のファイルは、次のとおり市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

- 1 市のホームページ⇒トップページ⇒暮らし・手続き⇒緊急情報・日頃の備え⇒防災⇒制度・支援⇒災害時要配慮者利用施設における避難確保計画について⇒洪水に備えて（要配慮者利用施設における洪水時の避難確保計画の作成について）
- 2 URL：<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000058043.html>